

要介護1、2の方の入所の申し込みについて

- ・ 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、上記の事情を考慮することとされております。
- ・ この条件に該当するか否かの判断は、施設は入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申し込みにあたって求めることとされ、この場合において、施設は保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって、適宜その意見を求めることとされています。
- ・ 要介護1または要介護2の方は、入所申込書④の【具体的な状況】の欄に介護をしているうえで困っていること等の状況を記載して、お申し込みください。